

ふくい嶺北連携中枢都市圏 景観PR映像制作業務 仕様書

1 委託業務名 ふくい嶺北連携中枢都市圏 景観PR映像制作業務

2 委託期間 契約締結日から令和3年3月12日まで

3 業務概要

(1) 目的

北陸新幹線金沢～敦賀開業に向けて、ふくい嶺北連携中枢都市圏の優れた景観資源を、各市町が連携して効果的に発信することにより、観光誘客の拡大を図る。

※ふくい嶺北連携中枢都市圏を構成する11市町のうち、本業務を含む「福井ふるさと広域景観形成」事業に関係するのは以下の市町

福井市・あわら市・坂井市・鯖江市・越前市・越前町・南越前町（5市2町）

(2) 内容

福井県が策定した「福井ふるさと広域景観ガイドライン（※）」が示す6つの広域景観軸の内、福井市が関係する3つの広域景観軸（①北陸新幹線沿線景観軸②旧北陸道景観軸③越前海岸景観軸）ごとに、圏域内の市町が有する眺望の優れた景観（絶景）をPRする映像を制作する。

※本資料については、参加申込書の提出があった者のうち参加資格を有すると認められた者に対し、参加資格審査後に通知する「参加資格審査結果通知書」に同封します。

4 業務内容

(1) 景観PR映像の制作

景観PR映像を3本制作するための企画、構成、取材、撮影、編集、調整業務等、映像制作に係る業務一式とする。

①企画・構成

プロポーザルでの提案を基に、本市と協議を行い、企画・構成を決定する。

②映像制作

企画・構成に基づき、必要な映像素材の取材・撮影や調達・作画等を行う。また、映像は自作かつ新規撮影を原則とする。

③編集

映像の編集を行い、必要に応じてBGM・テロップ等を効果的に入れる。また、完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けるものとする。

④調整業務等

映像制作に関する一切の関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可及びエキストラの募集等を必要に応じて随時行う。

⑤スケジュール管理

スケジュール管理を徹底し、誠実かつ円滑に業務を行う。また、進捗状況を本市に随時報告し、スケジュールに変更が生じた場合は、速やかに本市と調整すること。

⑥法令・条例等の遵守

業務の実施に伴い適用を受ける法令・条例等を遵守し、ドローンの撮影ならびにその他許可が必要な場所については、受注者において撮影許可をとること。

5 景観PR映像の条件

映像は、下記の条件を反映したものとすること。

- ①撮影場所は、福井県が選定した福井ふるさと百景（ガイドブックまたはホームページに掲載）の景観資源を基準に選定すること。なお、最終的な撮影場所の選定にあたっては、本市との協議により決定すること。
- ②映像全編に共通するコンセプトを一つ設定するとともに、映像ごとにストーリー性や統一感を感じられる内容とすること。
 - 【コンセプト例1】四季の移ろいの中心地 福井
 - 【コンセプト例2】歴史を想像させる街 福井
 - 【コンセプト例3】人の営みが響く町 福井
- ③「観光」ではなく、「景観」という視点で企画・構成すること。
- ④ドローンなど、映像制作のための最新鋭の機材や技術を中心に活用することで、インパクトのある映像を制作し、視聴者の心を掴み、その場所に訪れてみたいと思わせるような映像に仕上げること。
- ⑤映像は、2分半～3分程度とすること。また、YouTube等SNSやホームページ、CATV等の様々な媒体で発信できるよう、15秒程度の短編も制作すること。
- ⑥映像は計3本制作すること。
- ⑦映像1本につき、景観軸を構成する全ての市町の景観資源を1つ以上入れたものとする。
- ⑧映像には、日本語と英語のテロップをいれたものを両方制作すること。
- ⑨映像の解像度はフルHD、縦横比は16：9、音声はステレオとすること。
- ⑩映像のファイル形式は、YouTube等SNSやホームページ、ハピテラスの大型ビジョン等のサイネージ等、様々な媒体で発信できる映像ファイル形式とすること。

6 成果品

- ・ブルーレイディスク：10枚
すべての映像を高画質で1枚にまとめたもの（メニュー画面、盤面ラベル、パッケージ対応）
- ・DVD：10枚
すべての映像を1枚にまとめたもの（メニュー画面、盤面ラベル、パッケージ対応）
- ・USBメモリー（USB3.1 Gen2以上）：1個
すべての映像データをフルHD品質でまとめたもの

7 納品

完成した映像は、下記の納期までに納品すること。ただし、撮影する時期や内容等によっては、事前の協議により納期を変更することができるものとする。なお、納品前に本市の映像確認（試写）を受け、修正が必要となる場合は速やかに対応すること。

【納期】令和3年 2月23日（火）

8 著作権等

受託者は、著作権法第27条及び第28条の権利を含む全ての著作権を本市に譲渡するものとする。

9 実績報告

業務が終了したときは、委託期間終了日までに実績報告書を本市に提出するものとする。

10 留意事項

業務上知り得た機密及び個人情報等内部情報について、一切口外してはならない。

11 その他

この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。